

交通に関する新たな計画の策定について

1 計画策定の背景

本市は、平成28年3月に策定した「高槻市総合交通戦略」に基づき、めざすべき将来都市像の実現に向けて、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な各種交通施策の推進に取り組んでいるが、令和7年度に同戦略の目標年次を迎えることから、昨今の社会情勢の変化や上位計画等との整合を踏まえ、同戦略の見直しに取り組むものである。

また、令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法（以下「地域交通法」という。）において、地方公共団体による地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定が努力義務化されたことから、同計画の策定についても一体的に取り組むものである。

2 各計画制度の整理

各計画制度の主な内容を以下に示す。

	都市・地域総合交通戦略	地域公共交通計画
根拠法令等	都市・地域総合交通戦略要綱	地域交通法
策定義務	地方公共団体又は関係機関・団体等から構成される協議会が作成することができる	地方公共団体は作成するよう努めなければならない
目的	望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることで、魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。
対象範囲	【高槻市総合交通戦略】 鉄道、バス、タクシー、自動車、二輪（バイク・自転車）、徒歩、交通結節点	【地域旅客運送サービス】 鉄道、バス、タクシー、交通結節点 等
定める事項	<ul style="list-style-type: none"> 都市における現状と課題 都市がめざす将来像 戦略の区域 戦略の目標 目標達成に必要な施策・事業 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム 推進体制 その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 計画の区域 計画の目標 目標を達成するため行う事業及びその実施主体に関する事項 計画の達成状況の評価に関する事項 計画期間 その他必要な事項

3 計画策定の基本方針等（案）

各計画制度において、相互の計画の位置づけ等に関しては明確化されておらず、対象範囲にこそ違いがあるものの、基本的には同様の内容を示す計画であることから、既に策定している「高槻市総合交通戦略」の見直しをベースに、地域公共交通計画として定めるべき事項等を盛り込んだ交通に関する新たな計画（都市・地域総合交通戦略及び地域公共交通計画の一本化した計画）として、策定に取り組むこととし、主な内容（案）を以下に示す。

	交通に関する新たな計画
根拠法令等	都市・地域総合交通戦略要綱 及び 地域交通法
計画の位置づけ (図1参照)	基本計画・実施計画 高槻市都市計画マスタープランの下位計画
役割	<ul style="list-style-type: none"> • めざす都市像（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）の実現に向けて、交通施策の方向性（基本方針・基本目標等）を示すこと • 分野横断的な連携を図るため施策を体系化し、効果的な施策推進を図ること • 施策の着実な実施に向け、各主体の役割分担・連携による推進体制を整えること • 目標設定や施策のモニタリングにより、施策の持続的な展開を図ること
対象期間	検討中
対象区域	高槻市全域
対象範囲	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【総合交通】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【地域公共交通】 鉄道、バス、タクシー、交通結節点、 その他（デマンド交通等）</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【その他個別交通】 歩行者、自転車、バイク、自動車、 その他（次世代パーソナルモビリティ等）</p> </div> </div> </div>
計画の構成 (図2参照)	<p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画について（位置づけ・役割・対象区域・対象期間等） • めざす都市像（高槻市都市計画マスタープランより） • 交通に関する現状と課題 • 交通施策の方向性（基本方針・基本目標・地域公共交通の在り方等） • 交通施策の推進に向けて（推進体制・評価手法等） <p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目標達成に必要となる交通施策・事業 • 評価指標 <p>※検討の状況等により変更の可能性あり</p>

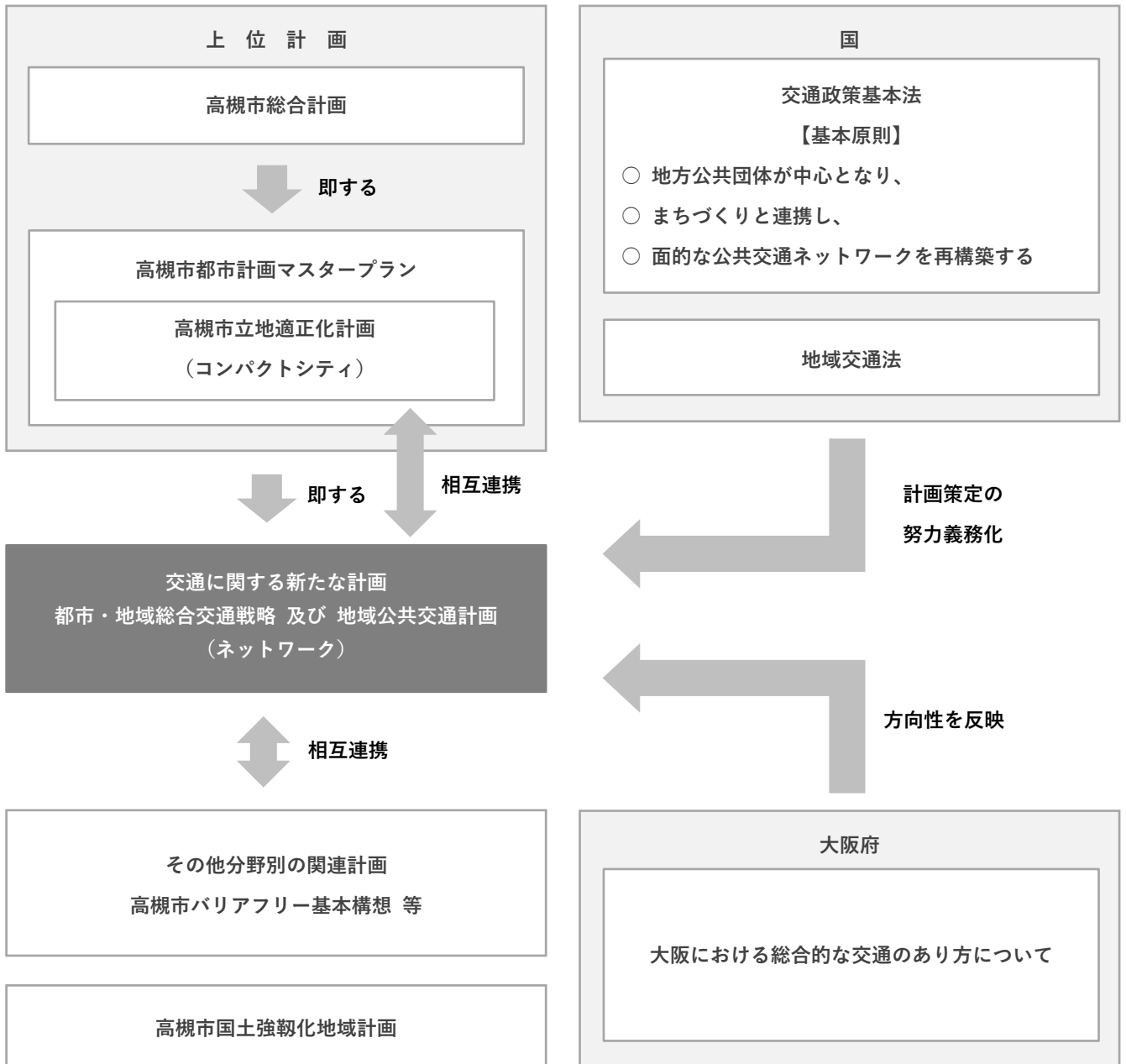


図1 計画の位置づけ



※検討の状況等により変更の可能性あり

図2 計画の構成

4 検討体制

検討体制を以下（図3参照）に示す。

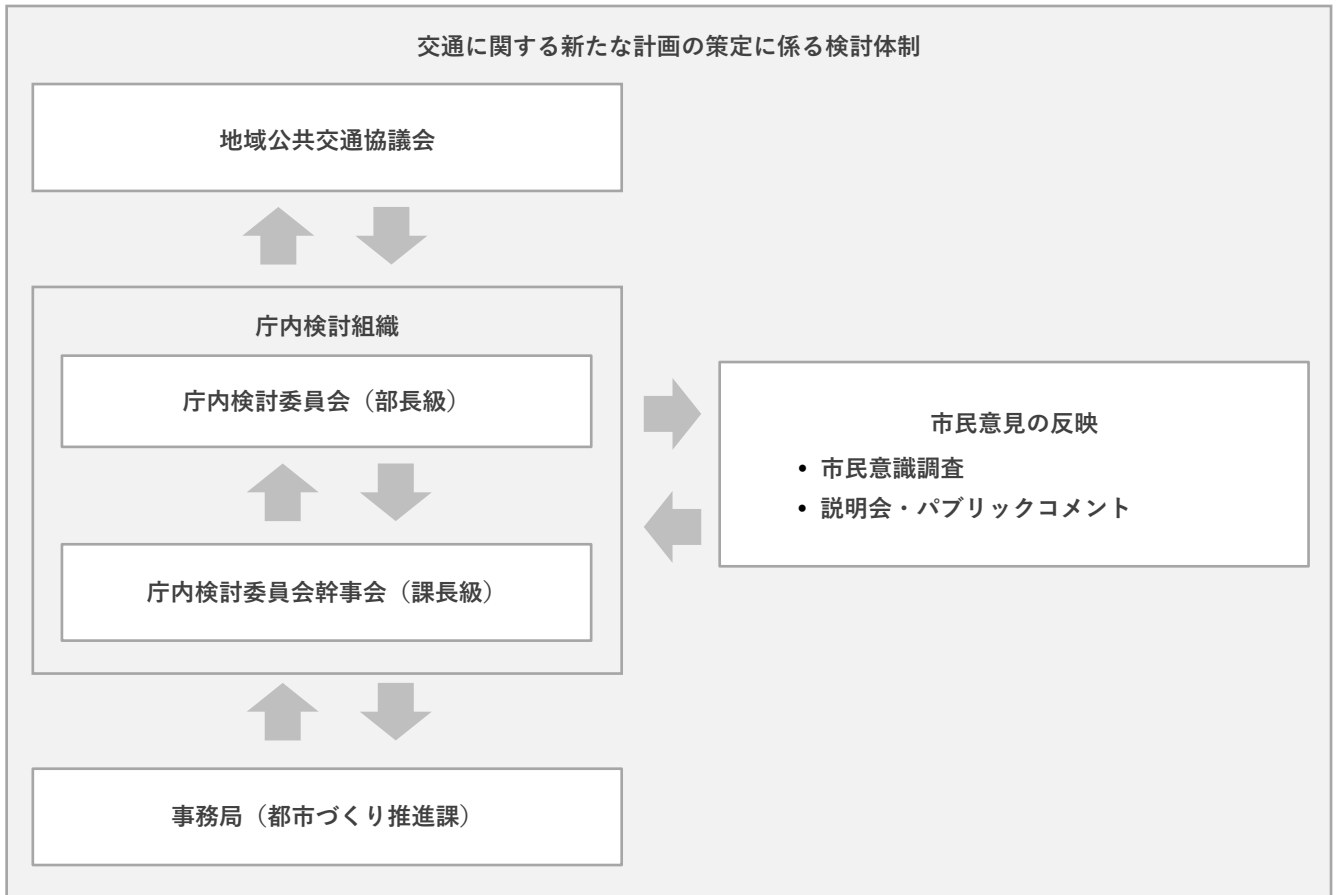
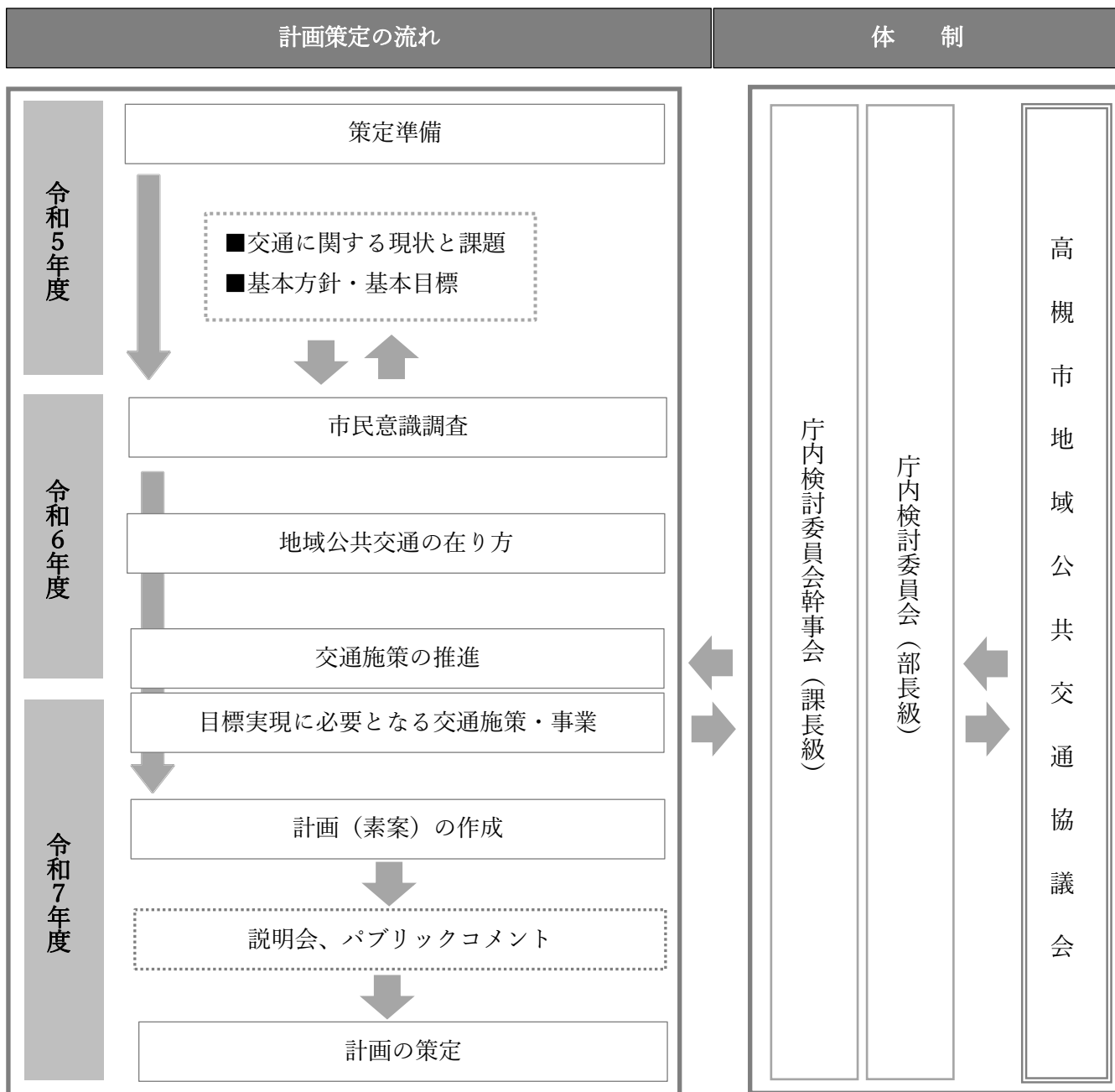


図3 検討体制

5 今後の予定

今後の予定を以下（図4参照）に示す。



※ 進捗状況等により、予定を変更する場合があります

図4 今後の予定